

審議会等での意見対応表

令和6年10月30日  
人権施策審議会 資料2

ページ (第4回 審議会資	項目	何行目	意見	対応
目次	資料編	上から5	「ヘイトスピーチ解消推進法」 → 「ヘイトスピーチ解消法」	市 修正済み
目次	資料編	上から7	「障害者差別解消推進法」 → 「障害者差別解消法」	市 修正済み
1	1 策定の背景	下から10	9ページの3行目で、「部落（同和）問題（以下、「部落問題」という）」とありますが、③のタイトルでこういう書き方をするのは、よくないと思います。このプランの初出(1ページ)のところで、この説明を入れてはどうでしょうか。「今なお、部落差別をはじめ」→「今なお、部落（同和）問題（以下、「部落問題」という）」または「今なお、部落差別（同和問題）（以下、「部落問題」という）」	会長 修正済み 「今なお、部落差別をはじめ」→「今なお、部落（同和）問題（以下、「部落問題」という）」
1	1 策定の背景	下から8	「子どもの貧困や教育の問題など」のところ、教育の問題の意味がとりにくいです。貧困家庭の子ども教育の問題ということでしょうか。それとも、教育における格差の問題でしょうか。	会長 修正済み 「教育の問題」→「教育格差の問題」
2	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の図		部落差別解消推進法、LGBT理解増進法、障害者差別解消推進法の3つの法律名があがり、「その他」となっているが、ヘイトスピーチ解消法にも「地方自治体の責務」が明記されています。「その他」でひとくくりにすると、川西市が法律に優劣をつけているように誤解されないでしょうか。	審議会 追加済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見	対応
2	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の図		「障害者差別解消推進法」 → 「障害者差別解消法」	市 修正済み
3	第2章人権尊重の理念	下から 10~13	「日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した」のところ、「人権を尊重することを行動する」という変な文章になっています。「日常生活の中で、すべての人が生まれながらに人権を持っており、それは互いに尊重されるべきだということを自然に感じ、どんな人にも人権があり、それは尊重されるべきであることを大前提にして、各自が考えたり、行動したりすることが定着した」というような文章にしてはどうでしょうか。	会長 修正済み
4	1 国連を中心とした人権の取り組み	下から9	「目とした」 目的としたでしょうか	会長 修正済み 「目とした」 → 「目的とした」
5	2 日本における人権の取り組み	上から4	ここに同和問題が出てきますが、1ページで「部落問題」という、となっているので、ここは部落問題となります。	会長 修正済み
5	2 日本における人権の取り組み	上から6	「延べ33年間」 重なった時期や空白があった時期はないので、「延べ」をつけるのは、おかしいです。	会長 削除済み 「延べ」を削除
5	2 日本における人権の取り組み	上から13	「ヘイトスピーチ解消推進法」 → 「ヘイトスピーチ解消法」	市 修正済み
5	2 日本における人権の取り組み	上から13	「障害者差別解消推進法」 → 「障害者差別解消法」	市 修正済み
5	3 川西市における人権の取り組み (1)現状と課題	上から5	就職差別も入れて欲しい。	審議会 追加済み
6	① 人権行政の推進体制について 行政における人権研修		兵庫県のこともあるので、公益通報制度（内部通報制度、通報者保護）のことを入れて欲しい。	審議会 P.45(16)職場等における人権 課題 今後の方向性のなか に、追加済み

ページ (第4回 審議会資料)	項目	何行目	意見		対応
6	①人権行政の推進体制について 行政における人権研修		「行政における人権研修」が「学校等における人権教育」、「地域社会における人権啓発」と並べられていますが、行政職員は人権教育・啓発を進めていく立場なので、行政職員の人権研修を市民に対する教育・啓発と並べるのは、おかしいです。したがって、「行政における人権研修」は、「①人権行政の推進体制について」に移す。	審議会	移行済み
6	① 人権行政の推進体制について 行政における人権研修	下から 1～5	セクハラ、パワハラについては、人権行政の推進という文脈からみて、違和感がありますので、削除する。	審議会	削除済み P.45(16)職場等における人権 課題にセクハラ、パワハラの 記述あり
8	(2)川西市人権問題に関する市民意識調査の結果概要	上から3	配付と配布があり、最近では、配布で統一する傾向もあるようですが、不特定多数に配るのが配布、選ばれた人や特定の人に配るのが配付ですので、ここは抽出された市民に配ったわけですので、配付がいいと思います。ただ、川西市での使い方があれば、それに従います。	会長	修正済み 「配布」→「配付」
8	①権利や憲法に関する市民の理解	下から2	「憲法や人権に対する誤解」のまえに、「また、」もしくは「このほかにも、」を入れたほうが読みやすいと思います。	会長	追加済み
8	②人権侵害への対応	上から 4～5	「侵害された経験のある割合」→「侵害された経験があるという人の割合」	会長	修正済み
8	②人権侵害への対応	下から9	「24.0%「自分」→「24.0%、「自分」	会長	修正済み
8	②人権侵害への対応	下から1	「相談されている人」→「相談した人」	会長	修正済み
9	②人権侵害への対応	上から1	「2割以上いるなかで、」→「2割以上います。」	会長	修正済み
9	③部落問題に関すること	タイトル	「部落（同和）問題（以下、「部落問題」という）に関すること」→「部落問題に関すること」	会長	修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見	対応
9	③部落問題に関すること	上から15	「いらっしゃいます」→他と統一感がない。「います」ではないか。	審議会 修正済み
9	③部落問題に関すること	下から14	「中立的にもみるが、」→「中立的にもみえませんが、」	会長 修正済み
9	③部落問題に関すること	下から9	「出会うことはありうるのであり」→わかりにくい。「出会い」でよいのでは。	審議会 修正済み
9	③部落問題に関すること	下から8	「それらの差別的発言を聞いて、」→「それに対して、」	会長 修正済み
10	第4章 人権・平和施策の推進	上から6	「進める」が2つ続くので、あとのほうを「取り組む」とする。「一部の行政部門で取り組むものではなく」	審議会 修正済み
10	1 人権行政の推進体制 行政（市職員、教職員等）における 人権研修		「行政における人権研修」が「学校等における人権教育」、「地域社会における人権啓発」と並べられていますが、行政職員は人権教育・啓発を進めていく立場なので、行政職員の人権研修を市民に対する教育・啓発と並べるのは、おかしいです。10ページの「1 人権行政の推進体制について」に移す。	審議会 移行済み
10	1 人権行政の推進体制 行政（市職員、教職員等）における 人権研修 ③セクシュアル・ハラスメントや～	下から 1～2	セクハラ、パワハラについては、人権行政の推進という文脈からみて、違和感がありますので、削除する。	審議会 削除済み P.44～45(16)職場等における 人権課題にセクハラ、パワハラ の記述あり

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
12	2 人権教育・人権啓発の推進 (2)学校等における人権教育 《今後の方向性》	上から 6～10	以下の内容を入れてはどうでしょうか。「これまでの人権教育では、具体的な差別問題を例にあげ、人権の大切さを児童・生徒に伝えることが多かったため、児童・生徒にとって人権問題が「自分の知らないところで困難を抱えている人たちの問題」というように、「ひとごと」になってしまっている面があるのではないかと思います。人権問題が自分に関わる問題であることへの気づきにつながる教育に努めます。」	審議会	追加済み
12	(3)地域社会における人権教育・人権啓発	上から2	「市内16小学校区」とあるが、【主な取り組み】のところは、「市内15小学校区」となっています。	会長	修正済み 「市内15小学校区」→「市内16小学校区」
12	(3)地域社会における人権教育・人権啓発 主な取り組み		「●市内企業従業員向けの人権に関する講演会の主催（市）」 → 「●市内企業の事業者・従業員向けの人権に関する講演会の主催（市）」	市	修正済み
13	(6)評価指標 図		方向性がわかりにくい。「目指す方向性」の方がわかりやすいのでは。	審議会	修正済み
13	(6)評価指標 図		目標値が空欄になっている理由がわからない。	審議会	設定済み
13	(6)評価指標		5つの指標を選択した理由があったほうがよい。	審議会	追加済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
13	(6)評価指標 ○上記の評価指標を設定した理由 3	下から 6～11	「昨年実施した「人権問題に関する市民意識調査」によれば、「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」という意見を肯定する回答が8割にのぼっていた。大多数の市民が誤解しているのである。憲法とは、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと、やるべきことについて国民が定めた最高法規である。この憲法のコアというべき点を理解できていなければ、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」という日本国憲法の三原則の意義も理解できないのではないだろうか。憲法は、自分の権利を守り、行使する際の最大の根拠であることを多くの市民が理解することは重要である。」というような文章にしてはどうでしょうか。	会長	修正済み
14	(6)評価指標 自由記述の抜粋		自由記述の抜粋をここに入れている理由がよくわからない。ここでは、不要ではないか。	審議会	前回の審議会で評価指標の事例的なものを入れたほうがよいという意見を踏まえて記載したが、削除済み
14	3 人権相談・擁護	囲みを除いて下から11	「下記の一覧表」→「次ページの一覧表」	会長	修正済み
14	3 人権相談・擁護	下から9	「含める公的機関」→「含めた公的機関」	会長	修正済み
14	3 人権相談・擁護 《今後の方向性》 一つ目の●		「体制を検討し、整えていきます」→「体制を検討し、だれもが来訪しやすい相談窓口を整えていきます」	会長	修正済み
14	主な取り組み	上から2	「6月（人権擁護委員の日）と12月（人権週間）にも」としてはどうでしょうか。	審議会	追加済み

ページ (第4回 審議会資料)	項目	何行目	意見	対応
15	市の人権に関する主な相談先	表	児童虐待などの相談の《方法》…「面談」→「面談・電話」 子ども・若者総合相談の《回数》…「予約制」→「平日（予約制）」 子ども・若者総合相談の《方法》…「面談」→「面談・電話」 ヤングケアラー相談窓口の《方法》…「電話」→「面談・電話」	市 修正済み
16	トピックス	上から 5～6	積極的 消極的 平和にも注釈が欲しい。	審議会 追加済み
17	5 総合センターについて	上から18	「あり方について」 諮問し、」→「あり方について」を諮問し、」	会長 修正済み
17	5 総合センターについて	上から19	「部落差別」→「部落問題」	会長 修正済み
17	5 総合センターについて 「総合センターに関連する経緯」	年表上から 1と9	のなかに2か所、「同和問題」が出てきます。	会長 固有名詞のため、修正せず
19	図		「そう思う」の数字が青色の箱で、少しはみ出ています。「無回答」の表示のように、グラフの外に移すか、21ページの「無回答」の表示のように、白抜きにしてはどうでしょうか。	審議会 修正予定
19	(1)女性の人権 ◆今後の方向性	下から2	「分担意識やミソジニーの変革」→「分担意識の変革やミソジニーの解消」 *ミソジニーは、変革より解消のほうがいい。	会長 修正済み
20	(1)女性の人権 用語解説【エンパワーメント】		身につけさせる→他動詞的。間違っていないが、ここでの使い方は、「身につける」ほうがよい。	審議会 修正済み
20	(2)子どもの人権 ◆現状と課題	上から8	子ども基本法 → こども基本法	審議会 修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
20	(2)子どもの人権 ◆現状と課題	下から10 下から9	「こども施策」は、「子ども施策」ではないですか。それとも「こども施策」は、こども家庭庁の用語なのでしょうか。この1行下の「こどもの状況」→「子どもの状況」。	会長	「こども施策」は、こども基本法では、「こども施策」となっているので、修正せず「こどもの状況」→「子どもの状況」に修正済み
20	(2)子どもの人権 ◆現状と課題	下から 1～7	<p>「本市では、令和5（2023）年に、「すべての子どもたちに 人生最高のスタートを」を基本理念に「川西市子ども・若者未来計画」をスタートさせました。</p> <p>これは、「子ども・子育て計画」と一体的に策定し、妊娠から出産、子どもから若者に至るまで、切れ目のない施策の推進支援体制の構築を図ることとしています。」</p> <p>→</p> <p>「本市では、令和5（2023）年に、「すべての子どもたちに人生最高のスタートを」と「子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を」を基本理念に「川西市子ども・若者未来計画」をスタートさせました。</p> <p>この計画は、「第2期子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」の両計画を統合し、妊娠から出産、子どもから若者に至るまで、切れ目のない施策の推進を図ることとしています。</p> <p>また、令和7（2025）年からは「第2期川西市子ども・若者未来計画」がスタートしています。」</p>	市	修正済み
21	(2)子どもの人権 ☒		「そう思う」の数字が青色の箱で、少しはみ出ています。「無回答」の表示のように、グラフの外に移すか、23ページの「無回答」の表示のように、白抜きにしようでしょうか。	審議会	修正予定

ページ (第4回 審議会資料)	項目	何行目	意見		対応
21	(2)子どもの人権 ◆現状と課題	下から11	「児童虐待、家庭内暴力、少年非行などの問題行動」となっていますが、ここは子どもの人権侵害についての具体例をあげているところなので、「家庭内暴力、少年非行などの問題行動」が並べられているのは、違和感があります。「家庭内暴力、少年非行などの問題行動」は、削除したほうがいいです。	審議会	修正済み
22	(2)子どもの人権 ◆今後の方向性	上から2	ここで「まち」が出てくるのは、唐突な感じがします。「地域コミュニティの成長・発展」としてはどうでしょうか。	会長	修正済み
22	(2)子どもの人権 ◆今後の方向性 一つ目の●		「●～「川西市子ども・若者未来計画」にもとづいて～」 → 「●～「川西市子ども・若者未来計画」にて～」	市	
22	(2)子どもの人権 ◆今後の方向性 一つ目の●		⑤社会生活を～ → ⑥社会生活を～	審議会	修正済み
22	(2)子どもの人権 ◆今後の方向性 六つ目の●		「「権利」や「人権」を体験し、」 → 「「権利」や「人権」を <b>実感</b> し、」	会長	修正済み
22	(2)子どもの人権 用語解説 *ヤングケアラーは増えてきているのか？		読みにくい文章になっています。訂正案を考えてみました。「ヤングケアラーは増えてきているのか？ 一昔前なら子どもが一家の労働力としてきょうだいの面倒をみたり、働きに出たりすることが当たり前でした。現在、問題となっているヤングケアラーは、核家族化やひとり親世帯の増加などから増えてきているといえるでしょう。」	審議会	修正済み
23	(2)子どもの人権 関連する市の計画・条例や法律 等		追加：「川西市子ども・若者未来計画」 R5 (2023) -策定	市	追加済み
23	(3)高齢者の人権 ◆現状と課題	下から8	「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」 → 「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（ <b>認知症対策アクションプラン</b> ）」	市	追加済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
23	(3)高齢者の人権 ◆現状と課題	下から6	「寝たきり」 → 「 <b>身体状態の低下</b> 」	市	修正済み
23	(3)高齢者の人権 ◆現状と課題	下から4	「地域保健」 → 「 <b>地域福祉</b> 」	市	修正済み
23	(3)高齢者の人権 ◆現状と課題	下から1	「虐待をしている人が、高齢者の世話をしている家族などの介護者の場合が多くなっています」 → 「 <b>高齢者の世話をしている家族などの介護者が高齢者を虐待するというケースが多くなっています</b> 」	会長	修正済み
24	(3)高齢者の人権 ☒		報告書48ページの「介護を受ける高齢者があまりあれこれ自己主張をするのはよくない」の年齢別比較を加えてはどうでしょうか。この考え方を肯定する回答が高齢者で最も多いことを示す。	審議会	追加済み
24	(3)高齢者の人権 ◆現状と課題	上から4	「高齢者や日常的に高齢者の世話をしている家族などの介護者の負担軽減」は、「高齢者の負担軽減と介護者の負担軽減」ということでしょうか。このところ、「高齢者や」は、削除したほうがわかりやすいように思います。	会長	修正済み
24	(3)高齢者の人権 ◆現状と課題	上から7	「高齢者が、寝たきり、認知症、要介護等、どのような状態になっても」 → 「 <b>高齢者が身体状態の低下や認知症等で介護を必要とする状態になっても</b> 」	市	修正済み
24	(3)高齢者の人権		高齢者の人権問題が置き去りにされている。生きがいづくりが大切。	審議会	記載済み 現状と課題の最後の段落「高齢者が社会を構成する一員として認められ、各種の活動に参加できるよう支援していくことが必要」

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
24	(3)高齢者の人権 ◆今後の方向性 一つ目の●		<p>「～「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」にもとづき、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を基本に事業を推進します。」</p> <p>→ 「～「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）」にもとづき、最期まで誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現を推進します。」</p>	市	修正済み
24	(3)高齢者の人権 ◆今後の方向性 二つ目の●		<p>「～「地域包括支援センター」についても周知・啓発に努めます。」 → 「～「地域包括支援センター」についても体制強化や周知・啓発を図っていきます。」</p>	市	修正済み
24	(3)高齢者の人権 ◆今後の方向性 四つ目の●		<p>「～財産管理に関する問題については、その対応が的確にできるよう～」 → 「～財産管理に関する問題については、成年後見制度利用の周知と啓発を推進するとともに相談・支援が的確にできるよう～」</p>	市	修正済み
25	(3)高齢者の人権 関連する市の計画・条例や法律 等	上から2	* 「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 → * 「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）」	市	追加済み
25	(4)障がいのある人の人権 ◆現状と課題	上から8	<p>「～「障害者基本法」の基本原則をより具現化する法律～」 → 「～「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則をより具現化する法律～」</p> <p>参考：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本指針」に参照</p>	市	修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見	対応
25	(4)障がいのある人の人権 ◆現状と課題	上から9	「障害者差別解消推進法」 → 「障害者差別解消法」	市 修正済み
25	(4)障がいのある人の人権 ◆現状と課題	下から4	「(第8次川西市障がい者計画)に基づき」 → 「(第8次川西市障がい者計画)」に基づき 閉じるカッコが抜けています。	会長 追加済み
26	(4)障がいのある人の人権 図		「そう思う」の数字が青色の箱で、少しはみ出ています。「無回答」の表示のように、グラフの外に移すか、24ページの「無回答」の表示のように、白抜きにしてはどうでしょうか。	審議会 修正予定
26	(4)障がいのある人の人権	上から2	インクルージョンは、インクルーシブではないか。	審議会 (インクルージョン)を削除
26	(4)障がいのある人の人権	上から15	「ノーマライゼーション」の使い方を確認して欲しい。使い方としてはインクルージョンの前ではないか。ノーマライゼーションはインクルージョンの前ではないか。	審議会 修正済み 「さらに、ノーマライゼーションやユニバーサルデザイン」 → 「さらに、ノーマライゼーションやインクルージョン、ユニバーサルデザイン」
26	(4)障がいのある人の人権 ◆今後の方向性 一つ目の●	下から15	①「 」、②「 」、③「 」、④というように、読点を入れたほうがいいです(3か所)。	会長 追加済み 22ページの今後の方向性の一つ目●も同様に修正済み
26	(4)障がいのある人の人権 ◆今後の方向性 四つ目の●	下から5	「一般企業などでの就労が困難な人を対象とする働く場や活動の場の充実」就労が困難な人を対象とするわけですから、充実というより、提供のほうがいいのではないのでしょうか。	会長 修正済み
26	(4)障がいのある人の人権 ◆今後の方向性 四つ目の●	下から5	「就業後の職場定着支援」は「就職後の職場定着支援」のほうがよいように思います。	会長 修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
27	(4)障がいのある人の人権 ◆今後の方向性		障がい者プランの基本目標3の方向性の部分を追加 ●サービスを必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、福祉サービスや保健・医療サービス、その他サービスの充実に努めます。 ●「オーダーメイド支援プラン」を作成するとともに、相談支援体制の充実及び連携強化、地域生活支援拠点の機能強化を図り、「誰一人取り残さない」よう支援していきます。	市	追加済み
27	(4)障がいのある人の人権 ◆今後の方向性	上から7	「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援機関」→「保健、医療、福祉、保育、教育、就労の各支援機関」	会長	修正済み
27	(4)障がいのある人の人権 用語解説【社会的障壁】		社会的障壁についても用語解説に入れた方がよいのでは。以前、議会で意見されたので、障がい者プランに以下の解説文を入れています。 【社会的障壁】・・・障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。	市	追加済み
27	(4)障がいのある人の人権 用語解説【バリアフリー】		結果的に全ての人が社会参加しやすくなる。この説明でよいか確認して欲しい。	審議会	修正済み
27	(4)障がいのある人の人権 用語解説【ノーマライゼーション】		この説明でよいか確認して欲しい。インクルージョンとノーマライゼーションの違いは。	審議会	修正済み
27	(4)障がいのある人の人権 用語解説【インクルージョン】		この説明でよいか確認して欲しい。	審議会	修正済み
28	(5)部落差別に関する人権課題 ◆現状と課題	上から5	「生活環境整備、」 → 「 <b>同和地区（住民）</b> の生活環境整備、」	市	修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
28	(5)部落差別に関する人権課題 ◆現状と課題	上から 5～6	教育・人権対策の対策とは何か？		審議会 回答済み「解放学級などのことを指している」 よりわかりやすく「教育・人権対策」 → 「教育対策や市民啓発」に修正済み
31	(7)外国人の人権と多文化共生	上から2	「ヘイトスピーチ解消推進法」 → 「ヘイトスピーチ解消法」		市 修正済み
31	(7)外国人の人権と多文化共生	上から6	「外国籍市民は日本語の習得が不十分」と書くと、在日韓国・朝鮮人が外国籍市民から外れているように感じるので「ニューカマーは日本語の習得が不十分」とする。		審議会 修正済み
31～32	(7)外国人の人権と多文化共生 本市における外国籍市民の割合	図	数値誤り		市 修正済み
32	(7)外国人の人権と多文化共生		言葉の壁を取り除くような取り組みが必要ではないか。		審議会 ◆今後の方向性の四つ目の●に記載済み「外国人との出会いや課交流の場を設け、お互いに母国語を大切に相互理解と国際意識の向上を図るとともに、～」
32	(7)外国人の人権と多文化共生 ◆今後の方向性 六つ目の●		相談窓口の充実のところ 「ア.」は不要です。		会長 削除済み
32	(7)外国人の人権と多文化共生 ◆今後の方向性 八つ目の●		「不可欠ですのため」 → 「不可欠です。そのため」		審議会 修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
33	(7)外国人の人権と多文化共生用語解説【在日韓国・朝鮮人】		「在日韓国・朝鮮人」を加えてはどうでしょうか。朝鮮籍を北朝鮮の国籍をもつ人と誤解している人が多いと思われます。解説文の案「1947年に外国人登録例が施行され、それまで日本国籍をもっていた朝鮮人はすべて外国人として登録され、外国人登録の国籍等の欄に「朝鮮籍」と表記されました。その後、1965年に日韓基本条約が結ばれると、大韓民国の国籍を取得する人が増え、その人たちは外国人登録の表記が「韓国」となりました。しかし、大韓民国の国籍を取得しない人も多くいて、その人たちは「朝鮮籍」表記のままとなりました。つまり、「朝鮮籍」は外国人登録証において出身地を表記したものであり、「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）」の国籍を表すものではありません。」	審議会	修正済み
33	(7)外国人の人権と多文化共生トピックス 二つ目の●		「ヘイトスピーチ解消推進法」 → 「ヘイトスピーチ解消法」	市	修正済み
33	(7)外国人の人権と多文化共生関連する市の計画・条例や法律 等		「ヘイトスピーチ解消推進法」 → 「ヘイトスピーチ解消法」	市	修正済み
35	(8)感染症に関連する人権問題トピックス	下から 1～6	このプランの記述と矛盾するので、入れないほうがよいのではないか。	審議会	削除済み
35	(8)感染症に関連する人権問題【新型コロナウイルス感染症】		市議会で意見があったコロンノのワクチン未接種者に対する差別の記述については、言及されたらよい。	審議会	追加済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
35	(8)感染症に関連する人権問題 【新型コロナウイルス感染症】 ◆今後の方向性 二つ目の●		「HIV感染者は、相対的に若い世代も高い傾向に」のところ、現在のHIV感染は、血液感染や母子感染が非常に少なくなり、主として性感染症となっているので、その意味で、若者の感染症となっています。このところは、「HIV感染者は、若い世代に多いという傾向に」とするほうがいいです。	会長	修正済み
36	(9)刑を終えて出所した人の人権 ◆現状と課題	上から7	その前で、刑を終えて出所した人の家族なども差別を受けると書いているので、「家族―職場―地域社会など周囲の人たちの理解と協力」で、家族が入っているのは、違和感があります。確かに家族の理解と協力は必要ですが、これらの文章の流れから言うと、「職場や地域社会など周囲の人たちの理解と協力」とするほうがいいです。	会長	修正済み
36	(9)刑を終えて出所した人の人権 ◆現状と課題	上から10	追加：本市では、令和6(2024)年に川西市地域福祉計画に包含して、再犯防止推進計画を策定しました。	市	追加済み
36	(9)刑を終えて出所した人の人権 ◆今後の方向性 二つ目の●		追加：●「川西市地域福祉計画」に基づき、取組みを推進します。	市	追加済み
36	(9)刑を終えて出所した人の人権 用語解説		用語解説の数値を追加：35名の保護司が活躍しています（令和6年5月25日現在）	市	追加済み
36	(9)刑を終えて出所した人の人権 用語解説【保護観察官】		本文に出てこないため、【保護司】の解説の中に、保護観察官の説明を入れたほうがよい。	審議会	修正済み
37	(10)犯罪被害者等の人権 関連する市の計画・条例や法律 等		追加：＊「川西市地域福祉計画」	市	追加済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
37	(10)犯罪被害者等の人権 ◆現状と課題	上から 7～9	「本市では、令和2（2020）年に、「川西市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を設置しました。」 → 「本市では、令和2（2020）年に、「川西市犯罪被害者等支援条例」を <b>施行</b> し、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を <b>設置しています。</b> 」	市	修正済み
38	(11)インターネット等に関する人権 課題 ◆今後の方向性 二つ目の●		「自他を大切にする」という言葉が気になる。学校でこういう使い方はしない。なくても良いのでは。	審議会	「自他を大切にする」削除済み
38	(11)インターネット等に関する人権 課題 用語解説【リベンジポルノ】		表記の仕方を考えた方が良いのではないか。	審議会	図のリベンジポルノの部分に※を追加
38	(11)インターネット等に関する人権 課題 用語解説【リベンジポルノ】		「彼氏や彼女」というのは、やや俗な言い方になるので、「 <b>交際相手</b> 」または「恋人」としてはどうでしょうか。	会長	修正済み
38	(11)インターネット等に関する人権 課題 トピックス		フェイクニュースの記述はあったほうがよい。	審議会	追加済み
39	(13)生活困窮者等の人権 ◆現状と課題	上から1	「引きこもり」 → 「 <b>ひきこもり</b> 」	市	修正済み
40	(13)生活困窮者等の人権 ◆今後の方向性 一つ目の●		最初の「これまでの」は不要	審議会	削除済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
40	(13)生活困窮者等の人権 ◆今後の方向性 一つ目の●		「障が者」 → 「障がい者」		審議会 修正済み
41	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権		「セクシュアル・マイノリティ」の表記について 英語のセクシュアルは、狭い意味での「性的」を表し、ジェンダーに関わる性自認を含みません。日本語の「性的」にはジェンダーも含む広い概念なので、「性的マイノリティ」を使うことが多くなっています。ここでは「性的マイノリティ」に統一してはどうでしょうか。		審議会 修正済み
41	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権 ◆現状と課題	上から8	「性的指向」「性自認」「ジェンダーアイデンティティ」に※印がない		審議会 修正済み
41	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権 ◆現状と課題	下から12	「性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず. . .」という法律名ですが、これが正式な法律名なのでしょうか。次ページの4番目の●にある法律名が正式なものと思います。また、法律名には閉じるカッコが抜けています。		会長 修正済み
42	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権 ◆今後の方向性 一つ目の●		「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」の※印は、資料編に記載される内容のときは、異なる印のほうがよい。		審議会 修正済み
42	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権 ◆今後の方向性 二つ目の●		「ファミリーシップ制度」に注釈が必要ではないか。		審議会 修正済み
42	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権 ◆今後の方向性 三つ目の●		「その親」 → 「保護者」		審議会 修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
43	(14)性的マイノリティ(性的少数者) の人権 用語解説		順番は、本文に出てくる順番であるかの確認をして欲しい。	審議会	修正済み
43	(14)性的マイノリティ(性的少数者) の人権 用語解説【性的指向】	上から17	「恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての思考です。人の恋愛― 性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念です。」→「恋愛 感情または性的感情の対象がどのような性別に向いているかを示す概念で す。」 また、「性の指向は人によって様ではありません」という文章は、 意味がとりにくいので、なくてもいいのではないのでしょうか。	会長	修正済み
43	(14)性的マイノリティ(性的少数者) の人権 用語解説【性自認】、 【ジェンダーアイデンティティ】		性自認とジェンダーアイデンティティを別あげていますが、性自認はジェン ダーアイデンティティの訳語をして使われるようになった用語で、一般には性 自認とジェンダーアイデンティティは同義であると考えられています。最近、 LGBT理解増進法制定をめぐる議論で、性自認という用語が保守派から「自分 は女だと自認すれば、女性用トイレや女性用浴場に入れるということか」とい う批判が続いたので、性自認という言葉にマイナスイメージが付き、ジェン ダーアイデンティティの訳語としては、性同一性を用いて、性自認は使わない というトランス当事者やアライが出てきました。そんなわけで、ややこしく なっていますので、ここはジェンダーアイデンティティだけの解説にして、性 自認は削除してはどうでしょうか。また、ジェンダーアイデンティティの用語 解説で、「自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと 解されています」は、わかりにくい文章ですので、こここのところ、一般的な解 説を探して、差し替えてください。	会長	修正済み  ※現状と課題のところの「性 自認」についても、ジェン ダーアイデンティティに置き 換え済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
43	(14)性的マイノリティ(性的少数者)の人権 用語解説【ファミリーシップ制度】		やや読みにくい文章になっているので、前半部分は、「日常生活において互いを人生のパートナーとして協力し合う性的マイノリティ当事者2人を基本とし、」と変えてはどうでしょうか。また、ファミリーシップ制度は、性別変更に至っていないトランス女性（またはトランス男性）と、性的マイノリティではない男性（または女性）とのカップルも対象となりますが、「基本とし」という言い方で、これらもカバーできるでしょうか。	会長	修正済み
43	(15)自死(自殺)者とその家族の人権 ◆現状と課題		他の課題では、全国的な数値も入れているが、ここは川西市の数値だけであり、統一感がないかなと思う。	審議会	全国的な数値を追加済み
43	(15)自死(自殺)者とその家族の人権	下から3	「自殺者数」→ 「自死(自殺)者」タイトルと表現合わせたほうがよい。	審議会	修正済み
43	(15)自死(自殺)者とその家族の人権 ◆現状と課題	下から1	「年齢別にみると、 <del>60歳未満及び60歳以上</del> とともに増加傾向となっており、特に60歳未満については、令和4(2022)年には22人と平成30(2018)年の3倍近い人数となっています。」→ 「年齢別にみると、特に60歳未満については、令和4(2022)年には22人と平成30(2018)年の3倍近い人数となっています。」	市	修正済み
44	(15)自死(自殺)者とその家族の人権 ◆現状と課題	上から8~11	「令和6(2024)年に川西市地域福祉計画を策定し、その中で自死(自殺)対策についての計画を定めました。」→ 「令和元(2019)年に川西市自殺対策計画を策定し、令和6(2024)年からは川西市地域福祉計画に包含しています。」	市	修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
45	(16)職場等における人権課題 ◆現状と課題	上から1～ 4	「これらにより、従業員は、結果的に不本意な退職に追い込まれたり、精神的な病気を患ったりして休職を余儀なくされたり、最悪は自らの命を絶ってしまうという働く者にとって厳しい環境が生まれています。」→ 「ハラスメントの被害を受けた従業員は、精神的な病気を患い休職を余儀なくされたり、不本意な退職に追い込まれたり、さらに深刻な場合には、自らの命を絶ってしまうことも現実に起きています。」	市	修正済み
45	(16)職場等における人権課題 ◆今後の方向性 二つ目の●		「図るとともに」 → 「図るとともに」	市	修正済み
45	(16)職場等における人権課題 ◆今後の方向性 四つ目の●		「●市内企業の従業員向けの人権研修を推進します。」 → 「●市内企業の事業者・従業員向けの人権研修を実施します。」	市	修正済み
45	(16)職場等における人権課題 用語解説【パタハラ】		「したりすること。」 → 「を行うこと。」	市	修正済み
46	(18)多様な人権課題		タイトルを「その他の人権課題」から「多様な人権課題」に変更することは表現としてよい。	審議会	
48	(18)多様な人権課題 【ユニークフェイスの人(見た目問題)に関する人権問題】トピックス		《ルッキズム》「…とは」は削除する。	会長	修正済み
48	(18)多様な人権課題 【社会的ひきこもりの人たちに関する人権課題】 トピックス「引き出し屋」		本文に出てこないため、【「ひきこもり」と「ニート」のちがい】の解説の中に、引き出し屋の説明を入れたほうがよい。	審議会	修正済み

ページ (第4回 審議会資)	項目	何行目	意見		対応
48	(18)多様な人権課題 【病気などに関する人権問題】	下から8～ 11	<p>「・・・チッソ水俣工場からの排水にメチル水銀が含まれていたために、近くの海域で採れた汚染された魚介類を、長い間たくさん食べたことが原因となって発生した中毒症のことで、伝染病・遺伝病・風土病ではありません。」→</p> <p>「・・・チッソ水俣工場からの排水にメチル水銀化合物（または、「有機水銀」としてもいいです）が含まれていたために、それに汚染された魚介類を日常的に食べたことが原因となって水銀中毒が集団発生した公害病のことで、妊娠中の母親が汚染された魚介類を食べたことにより、胎児が水銀中毒となった胎児性水俣病患者の人たちもいます」</p>	会長	修正済み
全体			川西市（市）と本市が混在している。	審議会	修正済み
全体			1文で4行以上になると読みにくくなる。（＝接続詞で何回も繋がらない）	審議会	修正予定
全体			「など」と「等」の使い分けは明確にしたほうがよい。	審議会	修正予定